

令和4年3月16日発生~~の福島県沖を震源とする地震における支援制度一覧~~

令和4年5月20日時点

支援制度などの
詳細は町公式
HPをご覧ください。
新着情報を随時
更新予定です。



町では、地震で被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。各制度の申請、問い合わせは担当課までお願いします。

○災害により住宅に被害を受けたときに最初にする事

1. 家屋の被害状況を写真で記録

家の被害状況について、できるだけ多く、4方向から写真を撮って保存しておきましょう。り災証明書の取得や各種支援を受ける際に必要となります。

2. り災証明書の申請

り災証明書とは、家屋の災害による被害の程度を判定して発行する証明書です。各種支援制度などを活用する場合に必要となります。(受付窓口：総務課 34-1111)

【り災調査について】

り災証明書の申請受付後、国が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて調査等を実施します。(担当：税務課 34-1112)

項目	支援制度	内容	り災 証明書	り災証明書の被害認定基準						受付状況
				一部 損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模 半壊 30%以上 40%未満	大規模 半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
住宅等 の修繕 ・補修	住宅の応急修理制度 (福祉課 34-0548)	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理について、町が修理業者に依頼して、一定の範囲内で応急修理を行うもの。 ①半壊以上 修理限度額59万5千円 ②準半壊 修理限度額30万円	必要		○	○	○	○	○	受付中 ※令和4年6月15日までに完了した工事が対象
	屋根耐風改修事業補助金 (都市建設課 34-0508)	所有している建築物が現在瓦屋根であり、地震被害部分の補強復旧または地震被害がない場合でも、防災対策としてすべての瓦屋根の補強・鉄板屋根への葺替えを行うものに対して費用の一部を補助するもの。 補助額：改修補強する屋根面積 (㎡) に2万4千円を乗じた額または見積金額のいずれか低い額の23% (上限55万2千円)。		○	○	○	○	○	受付中 【申請期限】 令和5年1月31日	
仮住居 の提供	賃貸型応急仮設住宅制度 (福祉課 34-0548)	災害により住家が全壊するなどして、自らの資力では住宅を確保できない方に応急仮設住宅 (賃貸型応急住宅) を供与します。				○	○	○	○	受付中 【申請期限】 令和4年6月15日
解体 撤去	被災家屋等の解体撤去 (町民生活課 34-1113)	災害により被害を受けた半壊以上の家屋、倉庫、事業所等で、生活環境の保全上、支障のあるものについて、町がその所有者に代わって解体撤去等を行います。また、自費により解体撤去等を行う場合、基準額の範囲内で費用の償還を行います。				○	○	○	○	準備中 ※詳細は決定次第お知らせ します。受付開始まで 少々お待ちください。
支援金 の支給	被災者生活再建支援金 (福祉課 34-0548)	居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給するもの。 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。 世帯人数、り災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、5.25万円から300万円までの間の額が支給されます。				○	○	○	○	受付中 【申請期限】 基礎支援金 令和5年4月15日 加算支援金 令和7年4月15日
生活資金 貸付	災害援護資金貸付金 (福祉課 34-0548)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を行うもの。 ①貸付金額150~350万円 (り災の程度や家財の被害状況による) ②償還期間10年 ③利率 保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%				○	○	○	○	受付中 【受付期限】 令和4年6月30日

令和4年3月16日発生¹の福島県沖を震源とする地震における減免制度一覧

令和4年5月20日時点

町では、地震で被害に遭われた方へ以下の減免制度を設けています。各制度の申請、問い合わせは担当課までお願いします。

項目	減免対象となるもの	所得区分	り災証明書の被害認定基準 及び 減免割合				り災証明書	受付状況	
			半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊			
税・保険料	町・県民税 (税務課 34-1112)	前年の合計所得金額	500万円以下	1/2	1/2	1/2	全額	必要	受付中
	国民健康保険税 (健康推進課 34-0501)		500万円を超え750万円以下	1/4	1/4	1/4	1/2		
	介護保険料 (長寿介護課 34-1437)		750万円を超え1,000万円以下	1/8	1/8	1/8	1/4		
	固定資産税 (税務課 34-1112)	所得区分なし	4/10	6/10	8/10	全額			
	国民健康保険一部負担金 (健康推進課 34-0501)	所得区分なし	1/2	1/2	1/2	全額			
	介護保険利用者負担額 (長寿介護課 34-1437)	所得区分なし	95/100	95/100	95/100	全額			
保育料	保育料利用者負担額 (子ども未来課 34-1225)	※被害状況に応じて減免の対象となる場合があります。詳しくは子ども未来課へ問い合わせください。							

被害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。
町では、被災者の皆さまに寄り添いながら、全力で復旧・復興を進めてまいります。

